

第3節 ミャンマー (Myanmar)

黒田一雄

1. はじめに

ミャンマーの高等教育事情に関しては、この国の特殊事情もあり、入手できる資料・文献が非常に限られている。そのため、今回の調査では現地の研究協力者の存在と現地での聞き取り調査が重要な意味を持つことが当初から想定された。しかし、現地とのコミュニケーション方法が限定され、また現地研究者の研究協力にも政府の認可が必要であることや、調査のためのビザ取得の困難等から、現地研究協力者も、現地での聞き取り調査もなしに、日本で収集できる限られた情報や文献を頼りに本節を執筆することになった。このような状況から、執筆自体を断念することも考えられたが、ASEAN の加盟国であるミャンマーに関する情報が本報告書に掲載されないことの奇異を避けたいという思いと、本研究の総括代表者の堀田泰司先生の情報収集への熱心なご協力により、本節を執筆することができた。ここにあらかじめ、本節が設定された課題に十分に答えきれていないことに対する若干の弁解と、堀田先生への心からの感謝を特に申し上げたい。

2. 国全体の高等教育制度の概要

(1) 歴史

ミャンマーにおける近代的高等教育は、1878年の英国植民地統制下、インドのカルカッタ大学の一部として設立されたヤンゴン政府高等学校 (Yangon Government High School) に始まる。1884年にやはりカルカッタ大学の一部としてヤンゴン大学 (Yangon College) が設立された。学位を授与することのできる、独立した大学としては1920年のヤンゴン大学 (Yangon University) の設立が最初である。1925年にはマンダレー中間大学 (Mandalay Intermediate College) がヤンゴン大学の一部として設立され、この国、2つ目の高等教育機関となった。第二次世界大戦後の1947年、マンダレー中間大学はマンダレー大学 (Mandalay University College) になり、1958年にはヤンゴン大学に付属しない、独立したマンダレー大学 (Mandalay University) が誕生した。このうち、高等教育機関は独立政府のもとで、徐々に増加したが、1964年には大学法 (University Act) が発効し、大学中央評議会 (University Central Council) や大学機関評議会 (Council of University Academic Bodies) が設置され、また大学行政事務局 (University Administrative Office) が誕生し、法制的にも高等教育制度が整えられていった。大学行政事務局は1972年に高等教育局 (Department of High Education) に再編成された (1983年に Department of Higher Education に改称) (Mya Aye 2009)。

(2) 行政機構

現在、教育省には以下の10部局があり、2つの高等教育局が高等教育行政の中心となりながらも、他の部局も直接・間接的に高等教育行政に携わっている。

表1 ミャンマー教育省の部局構成

| |
|--|
| 1. Department of Higher Education (Lower Myanmar) |
| 2. Department of Higher Education (Upper Myanmar) |
| 3. No.1 Department of Basic Education |
| 4. No.2 Department of Basic Education |
| 5. No.3 Department of Basic Education |
| 6. Department of Educational Planning and Training |
| 7. Department of Universities' Historical Research |
| 8. Department of Myanmar Language Commission |
| 9. Myanmar Educational Research Bureau |
| 10. Myanmar Board of Examination |

出典：Mya Aye 2009

ただし、教育省所管の大学は 64 のみで、下記のように、92 の高等教育機関が教育省以外の省庁に所管されている。しかし、教育省所管の大学も、教育省所管以外の高等教育機関も、総計 156 の高等教育機関が大学中央評議会と大学機関評議会の管理下にあり、統合的な高等教育行政がなされている (Mya Aye 2009)。なお、このすべての大学が国立で、授業料も原則無料となっている (Saw Pyone Naing 2009)。

表2 ミャンマー各省庁別高等教育機関数

| No. | Ministry | Number of Institutions |
|-----|---|------------------------|
| 1. | Education | 64 |
| 2. | Health | 14 |
| 3. | Science and Technology | 56 |
| 4. | Defense | 5 |
| 5. | Culture | 2 |
| 6. | Forestry | 1 |
| 7. | Agriculture and Irrigation | 1 |
| 8. | Livestock Breeding and Fishery | 1 |
| 9. | Co-operatives | 5 |
| 10. | Civil Service Selection and Training Board | 1 |
| 11. | Religious Affairs | 1 |
| 12. | Progress of Border Areas and National Races and Development Affairs | 2 |
| 13. | Transport | 3 |
| | Total | 156 |

出典：Mya Aye 2009

教育改革は、ミャンマーに特徴的な政策立案・実施手段である「セミナー開催」を通じて行われている。高等教育分野では1997年以降、年に一度関係者を招いて「高等教育セミナー」を高等教育局は開催し続け、単位制の導入など、様々な改革を行った。

(3) 就学率

高等教育の総就学率は、世界銀行 Edstats によると、70年代を通じて2%程度だったが、80年代から90年代にかけて5%程度で推移し、90年代の後半から徐々に拡大し続け、最も新しい2007年のデータで11%となっている(図1参照)。また、男女別では興味深いことに、統計の存在する1980年代から女性の高等教育就学率が男性のそれを上回っており、現在では女性12%、男性9%となっている(図2参照)。

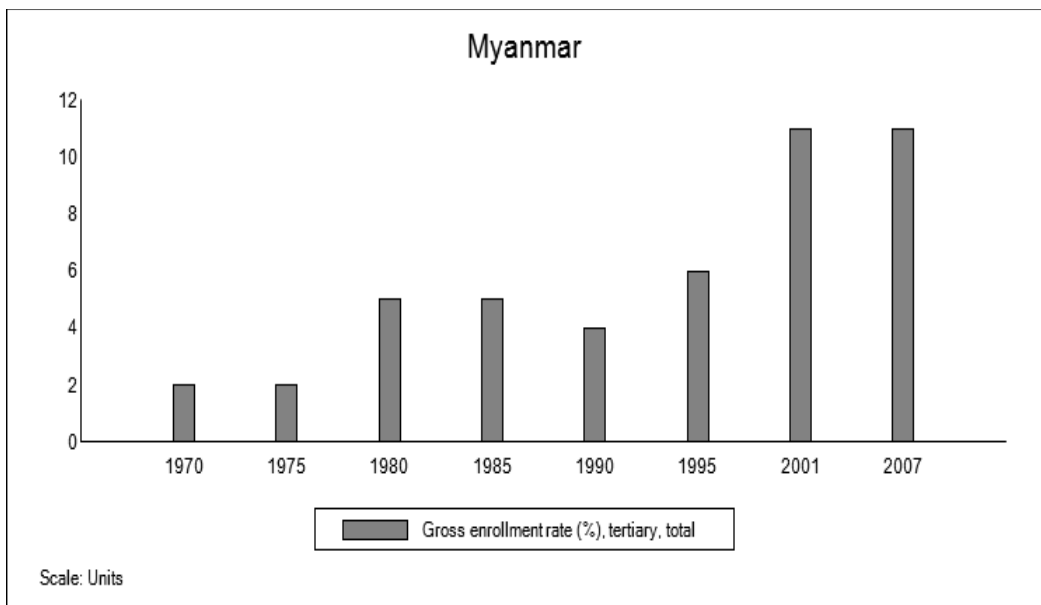


図1 ミャンマー高等教育総就学率の推移 (出典: Edstats で作成)

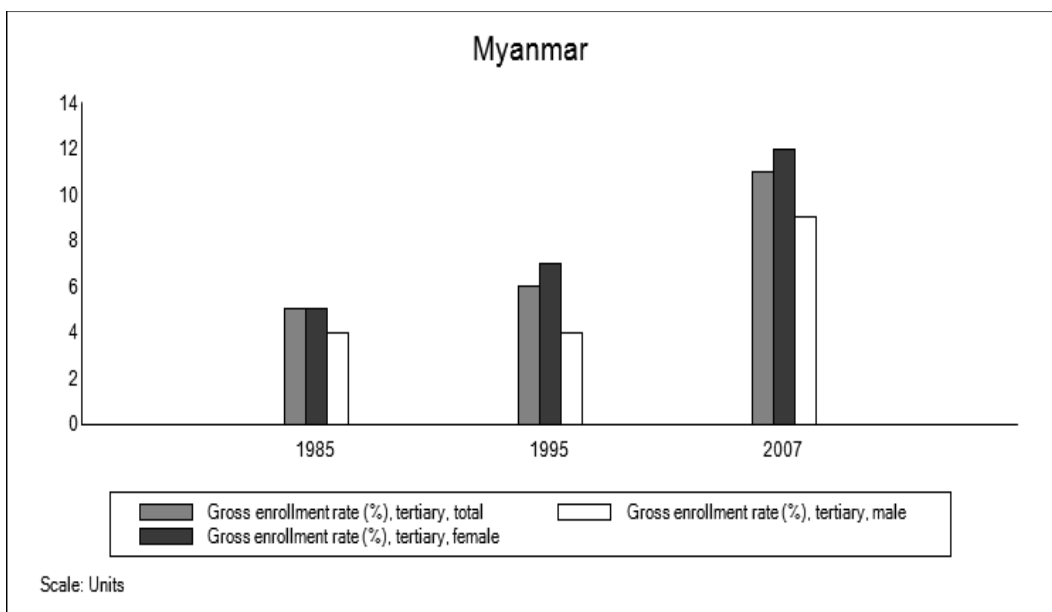


図2 ミャンマー高等教育就学率の推移 (男女別含む) (出典: Edstats で作成)

(4) 高等教育機関の種類

158 の高等教育機関で学ぶことのできる科目は、法律、経済学、経営学、教師教育、外国語、工学、海洋学、防衛、農学、森林学、医学、看護学、獣医師科学等にわたる。また、学部課程だけではなく、大学院ディプロマ、修士学位、研究修士学位、博士学位、人的資源開発プログラム等を担っている（後の表4、表5を参照）。

ミャンマーにおける高等教育機関は、学位に着目すると以下のように分類することができる。

- ① 単科大学を含む大学 (Universities and Institutes)
- ② 学士号を授与することのできる学位授与単科大学 (Degree Colleges)
- ③ 学士号を授与できない短期大学・カレッジ (Colleges)

また、別に下記のような分類もできる。

- ① 文・理科大学 (Arts and Science Universities) – 教育省所管
- ② 単科大学 (Professional Universities/Institutes/Degree Colleges) – 教育省以外の省が所管
- ③ 文・理学位授与大学 (Arts and Science Degree Colleges) – 教育省所管
- ④ 短期大学 (Education/ Co-operative Colleges) – 教育省や協同組織省の所管

(以上、ミンミンサン 2004)

(5) 高等教育機関の地理的所在

ミャンマーの高等教育機関は地理的に分散するように設置されている(表3)。これは、高等教育への平等なアクセスを確保するための配慮であるが、最近ではマルチメディアによる遠隔講義等も導入し、さらなる高等教育アクセスの拡大と不平等の是正、利便性の向上に努めている (Saw Pyone Naing 2009)。

表3 管区・州別高等教育機関数(2003-2004年度)

| 管区・州 | 文 理 科 大 学 | 単科大学 | 文 理 科 学 位 授 与 大 学 | 短期大学 | 計 |
|----------|--------------|------|-------------------------|------|----|
| ヤンゴン管区 | 6 | 20 | 1 | 4 | 31 |
| マンダレー管区 | 6 | 23 | 1 | 4 | 34 |
| バゴ管区 | 2 | 5 | 1 | 2 | 10 |
| マグエ管区 | 2 | 6 | 1 | 2 | 11 |
| サガイン管区 | 1 | 5 | 1 | 3 | 10 |
| エーヤワディ管区 | 3 | 6 | - | 1 | 12 |
| タニンタリー管区 | 2 | 4 | - | 1 | 7 |
| カチン州 | 1 | 4 | 2 | 1 | 8 |
| カヤー州 | 1 | 2 | - | - | 3 |
| カレン州 | 1 | 2 | - | 1 | 4 |

| | | | | | |
|------|----|----|---|----|-----|
| チン州 | 1 | 2 | - | - | 3 |
| モン州 | 1 | 2 | - | 1 | 4 |
| ラカイン | 1 | 2 | - | 1 | 4 |
| シャン州 | 2 | 8 | 2 | 1 | 13 |
| 計 | 30 | 91 | 9 | 24 | 154 |

出典：ミンミンサン 2004

3. 単位制度に関する規定、認証システム等の概要

ミャンマーにおける単位制度は、大学院レベルにおいて 1999-2000 年度から、学部レベルにおいて 2000-2001 年度から導入されている(Ministry of Education 2004, 7.2.4)。単位制度については、教育省が高等教育改革のために、1997 年から 2000 年にかけて主催した「高等教育セミナー」において、議論がなされ、導入が決定された。上記教育省の文書にも「単位制度は学生が個々人の能力に合わせて、それぞれのペースで進級することを可能にし、またミャンマー人の学生が学生交流プログラムで外国の大学に転学する時にも役立つ」としている。ただし、保健省等の教育省以外の省が所管する高等教育機関や国際小乗仏教伝道大学のような特殊な大学では、単位制度を導入していないところも多い。

一般的な単位制度では、授業時間 16 時間が 1 単位と規定され、1 学期 16 週 48 時間の授業を受けて、学生は 3 単位を取得する。演習や実践・実験の場合は 32 時間で 1 単位と規定されている。同じ分野においては、どの大学でも卒業要件は変わらない。一般に、4 年もしくは 5 年間の学士課程であれば 200 単位以上、3 年間の学士課程であれば、140 から 200 単位の修得が、卒業のために必要となる（以上、ミンミンサン 2004 127 ページ）。

上記の単位数は下記のようなそれぞれの学位とその修業年限に対応している。また、専門によっても若干異なっている。ミャンマーにおける高等教育のシステムは以下のような構成になっている(My Aye 2009)。

表 4 学位プログラムの種類と修業年限・コース数

| | 修業年限 | コース数 |
|---------------------------|------|------|
| 第一学位 (First Degree) | 3 年間 | 57 |
| 優等学位 (Honors Degree) | 4 年間 | 34 |
| ディプロマ (Diploma) | 1 年間 | 22 |
| 修士学位 (Master's Degree) | 2 年間 | 46 |
| 研究修士 (Master of Research) | 1 年間 | 29 |
| 博士 (Doctor of Philosophy) | 5 年間 | 27 |

出典：Saw Pyone Naing 2009

表5 大学別学士号と就学期間

| | 学士号 | 修学期間 |
|---|------------|------|
| 医科大学 (Institute of Medicine) | 医学士 | 6 |
| 歯科大学 (Institute of Dental Medicine) | 歯学士 | 5 |
| 獣医科大学 (University of Veterinary Science) | 獣医学士 | 5 |
| 薬科大学 (Institute of Pharmacy) | 薬学士 | 4 |
| 医療補助科大学(Institute of Paramedical Science) | 医療補助学士 | 4 |
| 看護科大学(Institute of Nursing) | 看護学士 | 4 |
| 社会保健学大学 (Institute of Community Health) | 社会保健学士 | 4 |
| 伝統医科大学 (University of Traditional Medicine) | ミャンマー伝統医学士 | 4 |
| エジン農科大学(Yezin Agricultural University) | 農学士 | 4 |
| 林科大学 (Institute of Forestry) | 林学士 | 5 |
| 国立工業大学 (Government Technical College) | 技術学士 | 4+1 |
| 国立コンピュータ大学 (Government Computer Colleges) | コンピュータ科学士 | 3 |
| 経済大学 (Institute of Economics) | 経済学士 | 3 |
| 教育大学 (Institute of Education) | 教育学士 | 4 |
| 外国語大学 (University of Foreign Languages) | 文学士 | 3 |
| 文・理科大学 (Arts and Science Universities) | 理学士・文学士 | 3 |

出典：ミンサンサン（2006）より作成

また、以下に単位数と週当たり時間数、総時間数の対応を示す事例として、教育分野におけるディプロマコース（1年間）の例を示す。

表6 教育ディプロマコース（1年）のカリキュラムと単位数の事例（第1学期目（16週））

| | 科目 | 週当たり時間数 | 総時間数 | 単位数 |
|---|---------------|---------|------|-----|
| 1 | 教育原理 | 5 | 80 | 4 |
| 2 | 教育心理学 | 5 | 80 | 4 |
| 3 | 方法論 | | | |
| | (1) ミャンマー語 | 4 | 64 | 3 |
| | (2) 英語 | 4 | 64 | 3 |
| | (3) 数学 | 4 | 64 | 3 |
| | (4) 自然科学と基礎科学 | 4 | 64 | 3 |
| | (5) 総合研究と社会科 | 4 | 64 | 3 |
| 4 | 体育教育と課題授業 | | | |
| | (1) 体育 | 7 | 112 | 1 |

| | | | | |
|---|--------------|----|-----|----|
| | (2) 産業芸術・家庭科 | 2 | 32 | 1 |
| | (3) 農業 | 2 | 32 | 1 |
| | (4) 音楽 | 2 | 32 | 1 |
| 5 | 課外活動 | 5 | 80 | |
| | 総計 | 50 | 800 | 28 |

出典：UNESCO IBE (2006)

表 7 実習科目（教育実習と評価）8 週間（2 単位）（第 2 学期目（16 週））

| | 科目 | 週当たり 時間数 | 総時間数 | 単位数 |
|---|---------------|-------------|------|-----|
| 1 | 教科 | | | |
| | (1) ミャンマー語 | 5 | 80 | 4 |
| | (2) 英語 | 5 | 80 | 4 |
| | (3) 数学 | 5 | 80 | 4 |
| | (4) 物理学もしくは歴史 | 5 | 80 | 4 |
| | (5) 化学もしくは地理 | 5 | 80 | 4 |
| | (6) 生物もしくは経済学 | 5 | 80 | 4 |
| 2 | 体育教育と課題授業 | | | |
| | (1) 体育 | 7 | 112 | 1 |
| | (2) 産業芸術・家庭科 | 2 | 32 | 1 |
| | (3) 農業 | 2 | 32 | 1 |
| | (4) 美術 | 2 | 32 | 1 |
| | (5) 音楽 | 2 | 32 | 1 |
| 5 | 課外活動 | 5 | 80 | |
| | 総計 | 50 | 800 | 28 |

出典：UNESCO IBE (2006)

4. 成績評価制度に関する規定、認証システム等の概要

2 学期制の多いミャンマーでは、成績評価が学期の終わりに実施される。期末試験に関する規則をミンミンサン（2004）は以下のように述べている。

期末試験に関する規則は、以下のとおりである。

- ① 期末試験を受ける為に、学生は最低 75% の出席が必要である。
- ② 病院による健康診断書を提出した場合は、1 学年に 21 日間まで休みが許可される。
- ③ 出席が 75% に満たず、期末試験を受けることができなかった学生は、試験に一回落第したものと認定される。

教育省が管轄する大学の期末試験に関する他の規則は次のとおりである。

- ① 特定の学期において必要単位数を満たせない学生は、次学年の同じ学期に再履修し、期末試験を受けること。

- ② 特定の学期において必要単位数を満たしたが、(追試験も含む) 期末試験に落第した学生は、次学年の同じ学期に落第した科目の試験を外部の学生として試験を(ママ) 受けること。
- ③ 特定の学期において必要単位数を満たして期末試験を受ける資格を持つが、期末試験を受けなかった学生には、追試験を受けることは許可せず、次学年の同じ学期末に行われる試験のうち、受験しなかった科目の試験だけを受けること。

他に、ミンミンサン(2004)は、ミャンマーの高等教育機関では絶対評価が行われており、成績の評点は4段階もしくは5段階で行われ、大学や分野及び科目の種類によって、この段階の規定は異なる、としている。また、「不可」の場合は再履修ができ、「可」以上の成績を取得した場合には先の「不可」は成績表に記載されないことを説明している。

また、堀田の2010年2月のバンコクにおけるミャンマー人大学教員からの聞き取り調査によると、全体学生の上位25%が4(Excellent)を獲得し、次の25%–60%(Good)、そして残りは2(Fail)とかなりの人数が不可となっており、「医学部では下限がさらに高くなり、50%に達している」とのことであった。このように成績評価の基準や方法は、分野や大学によって、大きく異なっていることが推測される。

5. 学生交流、単位互換等に関する概要

ユネスコ統計研究所の2009年版Global Education Digestによると、ミャンマーから外国に留学している総数は3,372人あり、そのうちの多くがタイ(741人)、日本(720人)、米国(639人)、マレーシア(451人)、オーストラリア(289人)の5カ国に留学している

(UNESCO Institute of Statistics 2009)。さらに歴史的に関係の深い英国、アジアで留学生数が拡大している韓国やインド、シンガポールにも相当数が留学していると考えられる(Saw Pyone Naig 2009)。また、ミャンマーには57人の外国からの留学生が留学している

(UNESCO Institute of Statistics 2009)。奨学金付きの海外留学機会については、政府が相当程度コントロールしていると考えられるが、上記の留学生の多くは、政府奨学生ではなく、私費留学生だと推測される(Saw Pyone Naig 2009)。

ミャンマー政府は2000-2001年度から2003-2004年度の教育特別4カ年教育計画において、5つの主要分野として「国際協力の拡大」を挙げており、21のプログラムの中にも、その8つ目として「東南アジアや世界の大学との協力やネットワークを構築する」としており、大学の国際交流にも一応の積極性を見せている。その結果、教育省は外国大学との大学間協定、共同研修プログラム、共同ワークショップ、共同セミナー、共同研究が増えたとしている(Ministry of Education 2004)。しかし、ミャンマー学生の海外派遣や外国人留学生の受け入れが、そうした積極的な政府の姿勢の対象に含まれるかは、疑問である。

単位互換制度については、ミンミンサン(2004)は、「外国で取得した単位の認定や評価については、特に規定されていない。学生が特定の大学入学を志願することによって、それぞれの省はケース毎に検討して許可することになっている」としている。

6. 各国の高等教育プログラムの質を保証する認証システムの概要

ミャンマー政府は 2000-2001 年度から 2003-2004 年度の教育特別 4 カ年教育計画において、5つの主要分野として「教育の質の向上」を掲げ、21 のプログラムにおいても、以下のような取り組みを行うことが約されている (Ministry of Education 2004)。

- ・大学、学位授与単科大学、単科大学のカリキュラムが国際水準との差異を見直し、改定する。
- ・カリキュラムの国際水準への改定とともに評価制度を改定する。
- ・カリキュラムや教授方法を改善して、独創性や創造性、分析手法、現代技術を習得し活用することができる能力、そして人間的成長を促進する。

この他、30 年計画では学際コースの提供で教育の質を向上させようという教育省の政策は明確であるが、教育の質を保証する制度・システムについては、教育省関係の文書に明確な情報を見つけることができなかった。ただ、ユネスコ国際教育局の World Data on Education には、大学中央評議会 (University Central Council) と大学機関評議会 (Council of University Academic Bodies) の説明があり、大学中央審議会は様々な省庁に所管されるミャンマーの大学・単科大学・学位授与単科大学の全てを網羅的に調整する機関であること、大学機関協会は大学中央審議会が決定した規定を各大学に提示し、遵守するための活動をしていることが分かった。したがって、各大学の教育の質保証にも、この 2 つの機関が一定の役割を果たしていることが類推される。

参考文献

- Ministry of Education (2004) Development of Education in Myanmar, The Government of the Union of Myanmar-Ministry of Education
- Mya Aye (2009) University Governance in Myanmar, PowerPoint for presentation at the 16th SEAMEO RIHED Governing Board Meeting
- Saw Pyone Naing (2009) Myanmar Experience, PowerPoint for presentation at Regional Seminar on Student Mobility in Southeast Asia
- UNESCO Bureau of Education (2006) World Data on Education – Myanmar, UNESCO
http://www.ibe.unesco.org/fileadmin/user_upload/archive/Countries/WDE/2006/ASIA_and_the_PACIFIC/Myanmar/Myanmar.pdf
- UNESCO Institute of Statistics (2009) Global Education Digest 2009-Comparing Education Statistics Across the World, UNESCO
- ミンミンサン (2004) ミャンマーの大学における単位互換に関する調査報告書 二宮皓編 『短期学生交流における単位認定・互換に関する基礎的調査報告書—中国、香港、マカオ、ミャンマー、シンガポール—』 三原プリント